

日本労働年鑑 第28集 1956年版
The Labour Year Book of Japan 1956

第二部 労働運動

第二編 労働組合運動

第六章 国際労働運動

第二節 国際労働組合運動の特徴

一九五四年の国際労働組合運動の特徴は、一九四七年いらい激化した国際独占資本の攻撃によくたえながら、生活と権利と平和をめざす要求で統一された民主主義運動として、その大衆的性格をつよめ、広汎な国民層と結合して、ひろい基盤のうえに組合運動をひろげ、下からの統一行動を着実に積みかさねて、国際独占資本に対する積極的な攻撃に転じはじめた点にある。

一 一九五三年の朝鮮の休戦につづいて一九五四年には、ジュネーヴ協定とインドシナ戦争の中止、EDC拒否という重要な結果がうまれているが、この成果の背景には、戦争に反対し、平和をもとめる世界の労働者階級の強力な闘いがあったといわなければならない。また、西ドイツのドイツ労働組合連盟(DGB——国際自由労連加盟——六〇〇万)が、第三回全国大会で、ロンドンで調印されたドイツ再軍備にかんする協定を拒否する決議を圧倒的多数で可決したことは、一九五四年の国際労働組合運動におきた、新しい重要な変化といえる。

ビキニ水爆実験を機会に、原子および熱核兵器の禁止運動が、広汎な国際的世論のなかで大衆的に展開されはじめ、従来は、原水爆問題について沈黙がちであった国際自由労連が、第十三回執行委員会(一九五四・一一)ではじめて「原子力の管理とその平和的利用」というかたちで、この問題をとりあげるにいたったのも、一九五四年のことである。

ヨーロッパでは、ドイツ再軍備反対の運動はさらに発展してヨーロッパ集団安全保障体制の確立を要求する運動となり、一九五四年六月二〇～二二日、ベルリンでヨーロッパ労働組合会議(西ドイツから一九三名の代表参加)となって結実する一方、アジアでは、北京で五月に、アジア労働組合懇談会がひらかれ(九カ国、一七組織、五五名)、一切の新戦争政策に反対し、平和と独立と民主主義をまもるための団結を誓い合った。

こうして、これらのいくつかの重要な事実と変化とは、一九五四年にはいって世界の労働組合連加が、平和問題を、もっとも切実な要求として、運動の中心にすえて具体的なかたちで前進をはじめたことを示している。

二 一九五四年にみられた労働者の平和運動のいちじるしい前進は新しい戦争の危機が一段と鋭くなっているという事実と、この戦争の危機をうすらげ、解消していくだけの力量をいまや世界の労働者階級はもちはじめていることを示している。同時に、各国の労働者のうちだす平和運動が、一そう大衆的になり、強力になっているという事実のなかには、労働者の生活条件、労働条件の悪化、権利への侵害と戦争政策の推進との不可分の関係が、ようやく広汎な労働者大衆のあいだに大衆

自身の自覚であきらかにされてきたことが、きわめて大きな要素をしめている。

一九五四年の後半は、EDCに代るロンドン＝パリ協定反対の闘いが、フランスをはじめ、イギリス、ベルギー、イタリア、オーストリアとヨーロッパ諸国にひろがっていったが、ドイツ軍国主義と原子力戦争に反対する運動がおり、国際的には、西ドイツ、イギリス、ベルギー、オーストリアなどの国際自由労連系の労働組合と労働者の多くが、フランス、イタリア、東ドイツ、ソヴェトなどの世界労連系の労働組合と労働者と、労働者の国際諸会議、各国訪問などを通じて、統一行動を促進し、国内的には、イタリアやフランスのように、各全国中央組織のあいだで、とくに支部、職場で、統一行動を発展させた。

これらの各国労働者の平和運動が、ロンドン＝パリ協定に反対するとともに、欧州集団安全保障体制、ドイツの統一、軍縮という具体的な新しい解決策をかざして、みとおしのある発展を示したことは特徴的である。

三 賃金闘争は組合運動の自由と権利をまもる闘いと結合されて、もっとも広汎におこなわれたが、資本主義者諸国では、平均して一〇%から一五%の賃上げが、植民地、従属諸国では、平均して二〇%から四〇%の賃上げが要求され、また闘われた。これらの賃上げ闘争は、資本家と政府の頑強な反対と圧迫のなかですすめられたにもかかわらず、単純化された要求による幅ひろい統一行動と大衆化された運動の力で、多くの成果をもたらしている。

日本労働年鑑 第28集 1956年版

発行 1955年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2002年3月5日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1956年版(第28集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
